福祉避難所を知っていますか？

○○市では、災害時に避難所での生活が困難な方のため、市立の福祉施設等や、市と

協定を締結した民間の福祉施設等を、福祉避難所として位置づけています。

**Ｑ.福祉避難所とは**



Ａ.避難所での避難生活が著しく困難な方を受け入れる施設です。

災害時に、一般の避難所での生活が著しく困難となった方を受け入れる、二次的な避難所として位置付けられるもので、対象となる方を把握のうえ、施設の状況等を踏まえ、運営体制が整った施設から順次すみやかに開設します。

高齢者受入施設、障がい者受入施設など

**Ｑ.対象となる方は**

Ａ.主に、要介護高齢者、障がい児者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において特別な配慮を必要とする方（以下、「対象者」という）とその介助者等です。

介護保険施設や医療機関等に入所・入院していない在宅 の方を対象にしています。

一般の避難所においても、対象者に配慮したスペースへの 配置や教室の利用を検討するなど、より軽度の方について、一般の避難所で受入できるよう配慮します。

**必要性が高い人を優先します**

福祉避難所へは、より必要性が高い方から順次避難していただきます。

**Ｑ.避難の方法、避難先施設は**

Ａ.○○市災害対策本部において、施設の開設状況を踏まえ、受入施設を調整します。

避難所へ避難したものの、避難所での避難生活が著しく困難な方について、本人の状態や避難生活の状況、福祉避難所

の開設状況や受入可能な人数などを踏まえ、○○市災害対策本部において受入の調整を行います。

【福祉避難所に関するお問い合わせ先】

○○市○○部 ○○課

TEL ： △△－△△△△ FAX ： □□－□□□□